

2018年埼玉西武ライオンズ野球教室 in 群馬 参加規約

第1条（運営管理・名称）

当野球教室は、株式会社西武ライオンズ（以下「当社」という。）が管理・運営し、名称を「埼玉西武ライオンズ 野球教室 in 群馬」と称する。

第2条（目的）

当野球教室は、野球を通して、青少年の健全な育成に寄与し、また、地域振興および地域密着事業とスポーツの発展を目的とする。

第3条（参加者）

1. 本規約における会員とは、本規約の内容を承諾のうえ、当社の定める申込方法によって参加申し込み手続きを行った者で、当社が参加を承認した者をいう。
2. 参加希望者は、本規約の内容を承諾の上、参加申し込み手続きを行わなければならない。

第4条（負傷時の処置）

会員が当野球教室の活動中に負傷した場合に、当社が応急手当を施す。但し、その後の治療、入院、通院等については、当社の債務不履行又は不法行為によるものと立証された場合を除いて、参加者および保護者で責任をもって行うものとし、当社は何ら責任を負わない。

第5条（保険）

参加者は、損害保険に加入しなければならない。加入手続きは当社が行い、保険料は当社負担とする。補償内容は保険会社の約款のとおりとする。事故等における補償の範囲は、損害保険の範囲とし、継続治療については各自で行うものとする。

第6条（譲渡等の禁止）

参加希望者および参加者は、本規約に基づく参加希望者又は参加者としての地位を、いかなる第三者に対しても貸与、譲渡又は売り渡すことはできず、使用承諾又は名義変更、質権の設定その他これを担保に供することはできない。

第7条（参加拒否・参加資格の取り消し等）

1. 当社は、参加希望者又は会員が以下の各号の一に該当する場合は、参加希望者の参加を拒否すること又は当該参加者の参加資格を取り消すことができる。
 - (1) 参加申込による登録の申請若しくは登録された参加者の情報に虚偽の内容がある場合又は登録申請事項に遺漏がある場合

- (2) 実在しない氏名、他人の氏名等で参加を申し込んだ場合
- (3) 参加者本人以外の者が当野球教室に参加もしくは参加しようとした場合
- (4) 参加希望者若しくは参加者がいわゆる暴力団若しくはこれに類する反社会的団体の組員、構成員若しくはその関係者（以下「暴力団員等」という。）であると当社が認める場合、又は暴力団員等でなくなったときから5年間が経過していないと当社が認める場合
- (5) 当野球教室を不正利用し又は第三者に不正利用させた場合
- (6) その他、合理的事由により参加者として不適当であると当社が認める場合

第8条（自己責任の原則）

- 1. 参加者は、当野球教室への参加にあたり、当社に対して何等の迷惑又は損害を与えてはならない。
- 2. 当野球教室の参加に関連して、参加者が故意又は過失により第三者に対して損害を与えた場合、又は参加者と第三者の間で紛争が生じた場合、当該参加者は、自己の責任と費用でこれを解決しなければならず、当社は一切の責任を負わない。
- 3. 当野球教室の参加に関連して、当社以外の第三者が当野球教室に参加する参加者に損害を与えた場合、当社は、いかなる責任をも負わず、一切の損害賠償義務を負わない。

第9条（営業行為等の禁止）

参加者は、その資格を利用して、当野球教室に関し、営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為を行ってはならない。

第10条（その他禁止事項）

参加者は、当野球教室に関し、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (3) 第三者になりすまして当野球教室に参加する行為
- (4) 他の参加者になりすまして当野球教室に参加する行為
- (5) 第三者に当野球教室に参加させる行為
- (6) 参加証および当野球教室の権利等を第三者に譲渡する行為
- (7) 当社若しくは第三者を誹謗中傷し又は当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 当社若しくは第三者に不利益を与え又はそのおそれがある行為
- (9) 当野球教室の運営を妨げ又はそのおそれがある行為
- (10) 前各号の他、本規約・利用規約等、法令若しくは公序良俗に違反し又はそれらのおそ

れがある行為

- (11) 前各号の行為を第三者に行わせる行為
- (12) その他当社が不適切と判断する行為

第11条（個人情報の取扱等）

1. 当社は、参加者の氏名、郵便番号、住所、性別、年齢、電話番号、電子メールアドレス等（以下総称して「個人情報」という。）を取得するものとし、当該情報の保護に必要なかつ適切な措置を講じる。

2. 個人情報の利用目的は、以下の各号記載のとおりとする。
 - (1) 当野球教室の宣伝物等の送付（電子メール・電話含む。以下同じ。）
 - (2) 埼玉西武ライオンズに係る各種営業、イベント、キャンペーンの案内
 - (3) 当社の既存の商品・特典・サービス・イベント・キャンペーンの調査・分析・改良、新規の商品・特典・サービス・イベント・キャンペーンの開発・運用
 - (4) 当社の商品、サービス、イベント、キャンペーンに係るアンケートの実施
 - (5) 参加者等からの問い合わせ等への対応

3. 当社は、法令に定められた場合を除き、当該会員の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しない。

4. 当社は、当野球教室に関する業務の一部を委託し、業務委託先に対して必要な範囲で個人情報を提供する場合がある。この場合、当社は、業務委託先と個人情報保護契約を締結する。

5. 参加者は、個人情報の内容に変更があったときは、速やかに所定の方法で届け出なければならず、参加申込時の届出内容および変更内容について、一切の責任を負い、届出内容および変更内容の遺漏その他の過誤を原因とする情報、送付物の不到達その他の不利益について、当社は一切責任を負わない。

6. 登録された会員の個人情報に従って送付物を送付した場合において、送付物が所在先不明等により返送されたときは、当社は、当該参加者に対する送付物の発送を停止することができる。

第12条（写真・映像の使用）

参加者は、当野球教室の活動風景として自己の肖像等を撮影されることがあることを了承し、当社は、無償にて当該肖像等を撮影した写真および映像等を当社のウェブサイトや

プロモーションに利用することができる。

第13条（免責事項）

以下の各号に規定する事由により当社の業務が停止した場合、当社はその責を負わない。

1. 天災等の不可抗力の場合
2. 通信事業者、電気供給事業者、配送業者その他当社又は事務局の委託先の責に帰すべき事由がある場合
3. その他事務局および当社の責によらない事由による場合

第14条（本規約等の変更）

1. 当社は、本規約の内容を適宜変更することができ、参加者はあらかじめこれを了承するものとする。
2. 本規約および当野球教室の内容の変更は、当社が別途定める場合を除き、口頭又はご登録いただいた携帯電話メールアドレス等への通知、郵便物の送付その他参加者又は保護者が認識できる方法により表示した時点からその効力を生じるものとする。

第15条（当野球教室の中止）

1. 当社は、事前に参加者に対して通知することにより、当社の裁量で、当野球教室の開催を中止し、当野球教室のサービス提供を中止することができる。
2. 前項の当野球教室の中止又は当野球教室のサービス提供の中止が、事務局および当社の責によらない事由による場合、これにより会員又は第三者が被った損害等に関し、当社は、一切の責任および損害賠償義務を負わない。

第16条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈については、日本法を適用する。

第17条（専属的合意管轄裁判所）

当社と参加者の間で本規約、当野球教室のサービスに関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（問合せ先・連絡先）

埼玉西武ライオンズインフォメーションセンター

TEL.0570-01-1950（平日10：00～19：00）

主催試合開催日（デーゲーム10：00～18：00/ナイトゲーム10：00～20：00）